

(22)「下水道局」県有建築物耐震性能リスト

番号	施設名		担当課室	設置場所	建設年	建築基準法 耐震基準	構造・階数		延べ面積 (㎡)	用途 区分	最小 Is値	ランク 区分	備考
	棟名	(市町村名)		(西暦)	構造		階数						
1	荒川水循環センター	管理本館	下水道事業課	戸田市	1971	旧基準	RC	2+B1	12,085.00	A-③	1.25	I b	
2	荒川水循環センター	第1送風機棟	下水道事業課	戸田市	1972	旧基準	RC	3+B1	2,887.00	A-③	1.25	I b	
3	荒川水循環センター	特高受変電所	下水道事業課	戸田市	1972	旧基準	RC	2	1,513.00	A-③	1.25	I b	
4	荒川水循環センター	自家発電機棟	下水道事業課	戸田市	1980	旧基準	RC	3+B1	992.00	A-③	-	I b	
5	荒川水循環センター	第1汚泥濃縮棟	下水道事業課	戸田市	1972	旧基準	RC	2+B1	1,938.00	A-③	0.84	I b	
6	荒川水循環センター	第1汚泥脱水機棟	下水道事業課	戸田市	1980	旧基準	RC	4+B1	5,922.00	A-③	-	I b	
7	荒川水循環センター	第1処理水再利用棟	下水道事業課	戸田市	1976	旧基準	RC	1+B1	856.00	A-③	1.25	I b	
8	日進中継ポンプ場	日進中継ポンプ場	下水道事業課	さいたま市	1975	旧基準	RC	3+B2	2,709.00	A-③	0.91	I b	
9	鴨川中継ポンプ場	鴨川中継ポンプ場	下水道事業課	さいたま市	1975	旧基準	RC	3+B3	4,279.00	A-③	0.72	I b	
10	南部中継ポンプ場	ポンプ棟	下水道事業課	さいたま市	1975	旧基準	RC	1+B3	7,301.00	A-③	0.69	I b	
11	南部中継ポンプ場	特高受変電棟	下水道事業課	さいたま市	1977	旧基準	RC	2+B2	1,748.00	A-③	2.05	I b	
12	新河岸川水循環センター	管理棟	下水道事業課	和光市	1977	旧基準	RC	3	13,495.00	A-③	1.09	I b	
13	新河岸川水循環センター	第1汚泥棟	下水道事業課	和光市	1981	旧基準	RC	3	4,800.00	A-③	0.60	I b	
14	新河岸川水循環センター	汚泥濃縮棟	下水道事業課	和光市	1980	旧基準	RC	1	891.00	A-③	2.90	I b	
15	新河岸川水循環センター	送風機棟1	下水道事業課	和光市	1980	旧基準	RC	2	5,359.00	A-③	0.90	I b	
16	新河岸川水循環センター	特高受変電所	下水道事業課	和光市	1981	旧基準	S	1	617.00	A-③	2.00	I b	
17	富士見中継ポンプ場	新河岸川中継ポンプ場	下水道事業課	富士見市	1982	旧基準	SRC	2	7,792.00	A-③	1.50	I b	
18	新河岸川上流水循環センター	管理棟	下水道事業課	川越市	1977	旧基準	RC	3	2,534.00	A-③	0.64	I b	
19	元荒川水循環センター	管理棟(沈砂池)	下水道事業課	桶川市	1981	旧基準	RC	4+B1	8,314.83	A-③	1.43	I b	
20	元荒川水循環センター	ポンプ棟	下水道事業課	桶川市	1981	旧基準	RC	2+B1	520.55	A-③	1.57	I b	
21	元荒川水循環センター	送風機棟	下水道事業課	桶川市	1981	旧基準	RC	3	1,856.66	A-③	0.88	I b	
22	元荒川水循環センター	汚泥脱水機棟	下水道事業課	桶川市	1981	旧基準	RC	2	3,725.85	A-③	1.09	I b	GlS値

(22)「下水道局」県有建築物耐震性能リスト

番号	施設名		担当課室	設置場所	建設年	建築基準法 耐震基準	構造・階数		延べ面積 (㎡)	用途 区分	最小 Is値	ランク 区分	備考
	棟名	(市町村名)		(西暦)	構造		階数						
23	元荒川水循環センター	特高受変電所	下水道事業課	桶川市	1981	旧基準	S	1	243.00	A-③	1.55	I b	
24	元荒川水循環センター	塩素滅菌棟	下水道事業課	桶川市	1981	旧基準	RC	1	244.97	A-③	2.08	I b	
25	鴻巣中継ポンプ場	鴻巣中継ポンプ場	下水道事業課	鴻巣市	1981	旧基準	RC	2+B1	4,561.00	A-③	0.74	I b	
26	古利根川水循環センター	ポンプ棟	下水道事業課	久喜市	1974	旧基準	S	1	446.15	A-③	0.94	I b	
27	古利根川水循環センター	管理棟	下水道事業課	久喜市	1974	旧基準	RC	2+B1	2,557.57	A-③	1.18	I b	
28	清久中継ポンプ場	清久中継ポンプ場	下水道事業課	久喜市	1980	旧基準	RC	2+B3	898.00	A-③	1.77	I b	
29	河原井中継ポンプ場	河原井中継ポンプ場	下水道事業課	久喜市	1974	旧基準	RC	1+B2	219.00	A-③	2.15	I b	
30	東中継ポンプ場	東中継ポンプ場	下水道事業課	久喜市	1974	旧基準	RC	1+B1	786.00	A-③	1.62	I b	
31	鷺宮中継ポンプ場	鷺宮中継ポンプ場	下水道事業課	久喜市	1982	旧基準	RC	2+B3	2,393.00	A-③	1.75	I b	
32	荒川左岸南部下水道事務所	事務所棟	下水道事業課	さいたま市	1990	新基準	RC	3	1,374.00	A-③	-	I b	
33	荒川水循環センター	第2送風機棟	下水道事業課	戸田市	1990	新基準	RC	1+B2	1,996.00	A-③	-	I a	
34	荒川水循環センター	焼却炉電気室棟	下水道事業課	戸田市	1998	新基準	RC	3+B1	1,400.00	A-③	-	I a	
35	荒川水循環センター	第2汚泥濃縮棟	下水道事業課	戸田市	1990	新基準	RC	4+B1	4,163.00	A-③	-	I b	
36	荒川水循環センター	第2汚泥脱水機棟	下水道事業課	戸田市	1990	新基準	RC	3+B1	3,350.00	A-③	-	I b	
37	荒川水循環センター	第2処理水再利用棟	下水道事業課	戸田市	1990	新基準	RC	1+B2	598.00	A-③	-	I b	
38	荒川中継ポンプ場	荒川中継ポンプ場	下水道事業課	さいたま市	1992	新基準	RC	3+B3	2,292.00	A-③	-	I a	
39	三崎中継ポンプ場	三崎中継ポンプ場	下水道事業課	さいたま市	1996	新基準	RC	1+B3	3,492.00	A-③	-	I b	
40	指扇中継ポンプ場	指扇中継ポンプ場	下水道事業課	さいたま市	2001	新基準	RC	2+B2	1,450.00	A-③	-	I a	
41	芝中継ポンプ場	芝中継ポンプ場	下水道事業課	川口市	2003	新基準	RC	2+B4	4,315.00	A-③	-	I a	
42	さいたま新都心浄化プラント	さいたま新都心浄化プラント	下水道事業課	さいたま市	2000	新基準	RC	2+B1	1,440.00	A-③	-	I b	
43	新河岸川水循環センター	第2汚泥棟	下水道事業課	和光市	1990	新基準	RC	3	9,856.00	A-③	-	I b	
44	新河岸川水循環センター	塩素滅菌棟	下水道事業課	和光市	1991	新基準	RC	1	302.00	A-③	-	I b	

(22)「下水道局」県有建築物耐震性能リスト

番号	施設名		担当課室	設置場所	建設年 (西暦)	建築基準法 耐震基準	構造・階数		延べ面積 (㎡)	用途 区分	最小 Is値	ランク 区分	備考
	棟名	(市町村名)		構造			階数						
45	新河岸川水循環センター	脱水汚泥貯留棟	下水道事業課	和光市	1992	新基準	RC	2	1,826.00	A-③	-	I b	
46	新河岸川水循環センター	消却灰再資源化棟	下水道事業課	和光市	1991	新基準	RC	1	2,685.00	A-③	-	I b	
47	新河岸川水循環センター	送風機棟2	下水道事業課	和光市	1996	新基準	RC	2	2,216.00	A-③	-	I b	
48	新河岸川水循環センター	自家発電機棟	下水道事業課	和光市	2001	新基準	RC	2	1,200.00	A-③	-	I b	
49	富士見中継ポンプ場	自家発電機棟	下水道事業課	富士見市	2000	新基準	RC	3	714.00	A-③	-	I b	
50	新河岸川上流水循環センター	ポンプ棟	下水道事業課	川越市	1988	新基準	RC	1	413.00	A-③	-	I b	
51	新河岸川上流水循環センター	高度処理棟	下水道事業課	川越市	2000	新基準	RC	2	1,863.00	A-③	-	I b	
52	川島南中継ポンプ場	川島南中継ポンプ場	下水道事業課	川島町	1988	新基準	RC	2	1,326.00	A-③	-	I b	
53	川島北中継ポンプ場	川島北中継ポンプ場	下水道事業課	川島町	1996	新基準	RC	1	1,391.00	A-③	-	I b	
54	吉見中継ポンプ場	吉見中継ポンプ場	下水道事業課	吉見町	1998	新基準	RC	1	974.00	A-③	-	I b	
55	桶川中継ポンプ場	桶川中継ポンプ場	下水道事業課	桶川市	1990	新基準	RC	2+B1	2,005.09	A-③	-	I a	
56	古利根川水循環センター	電気棟	下水道事業課	久喜市	2004	新基準	RC	3	829.00	A-③	-	I a	
57	古利根川水循環センター	汚泥処理棟	下水道事業課	久喜市	1999	新基準	S	2	1,934.64	A-③	-	I a	
58	栗橋中継ポンプ場	栗橋中継ポンプ場	下水道事業課	久喜市	1987	新基準	RC	3+B3	1,967.00	A-③	-	I a	
59	古久喜中継ポンプ場	古久喜中継ポンプ場	下水道事業課	久喜市	1994	新基準	RC	1+B2	285.00	A-③	-	I a	
60	荒川上流水循環センター	管理本館	下水道事業課	深谷市	1992	新基準	RC	1	479.00	A-③	-	I a	
61	荒川上流水循環センター	管理本館(増築部)	下水道事業課	深谷市	2004	新基準	RC	2	495.00	A-③	-	I a	
62	寄居中継ポンプ場	寄居中継ポンプ場	下水道事業課	寄居町	2009	新基準	RC	2+B1	396.92	A-③	-	I b	
63	市野川水循環センター	沈砂池ポンプ棟	下水道事業課	滑川町	2002	新基準	RC	2+B2	1,857.57	A-③	-	I a	
64	市野川水循環センター	管理本館	下水道事業課	滑川町	1994	新基準	RC	1	784.00	A-③	-	I a	
65	市野川水循環センター	汚泥処理棟	下水道事業課	滑川町	1998	新基準	RC	3+B1	2,271.80	A-③	-	I a	
66	市野川水循環センター	再利用水処理棟	下水道事業課	滑川町	1997	新基準	RC	1	381.67	A-③	-	I a	

(22)「下水道局」県有建築物耐震性能リスト

番号	施設名		担当課室	設置場所	建設年 (西暦)	建築基準法 耐震基準	構造・階数		延べ面積 (㎡)	用途 区分	最小 Is値	ランク 区分	備考
	棟名	(市町村名)		構造			階数						
67	小川中継ポンプ場	小川中継ポンプ場	下水道事業課	小川町	2001	新基準	RC	1+B2	602.54	A-③	-	I a	
68	小山川水循環センター	管理棟	下水道事業課	本庄市	1984	新基準	RC	3+B1	2,244.83	A-③	-	I b	
69	小山川水循環センター	第1沈砂池ポンプ棟	下水道事業課	本庄市	1985	新基準	RC	2+B2	1,680.53	A-③	-	I b	
70	小山川水循環センター	第1送風機棟	下水道事業課	本庄市	1984	新基準	RC	2+B1	1,071.43	A-③	-	I b	
71	小山川水循環センター	地下水ポンプ棟	下水道事業課	本庄市	1984	新基準	RC	1+B1	147.82	A-③	-	I b	
72	小山川水循環センター	汚泥処理棟	下水道事業課	本庄市	1985	新基準	RC	3+B1	2,041.97	A-③	-	I b	
73	小山川水循環センター	ろ過棟	下水道事業課	本庄市	1993	新基準	RC	1	73.50	A-③	-	I b	
74	中川水循環センター	管理棟	下水道事業課	三郷市	1989	新基準	RC	4	3,104.00	A-③	-	I b	
75	中川水循環センター	送風機棟	下水道事業課	三郷市	1994	新基準	RC	2	1,570.00	A-③	-	I b	
76	中川水循環センター	汚泥処理棟(汚泥脱水機棟)(増築)	下水道事業課	三郷市	1992	新基準	RC	3	6,357.00	A-③	-	I a	
77	中川水循環センター	沈砂池ポンプ棟(緊急遮断ゲート室)	下水道事業課	三郷市	1982	新基準	RC	2	1,373.00	A-③	-	I b	
78	中川水循環センター	沈砂池ポンプ棟	下水道事業課	三郷市	1989	新基準	RC	2	7,956.00	A-③	-	I b	
79	中川水循環センター	2号汚泥焼却炉	下水道事業課	三郷市	1993	新基準	RC	2	413.00	A-③	-	I b	
80	中川水循環センター	3号汚泥焼却炉	下水道事業課	三郷市	1995	新基準	RC	2	413.00	A-③	-	I b	
81	中川水循環センター	汚泥濃縮機棟	下水道事業課	三郷市	1995	新基準	RC	3	4,586.00	A-③	-	I b	
82	中川水循環センター	自家発電機棟	下水道事業課	三郷市	2000	新基準	RC	2	763.00	A-③	-	I b	
83	中川水循環センター	砂ろ過揚水ポンプ棟	下水道事業課	三郷市	2001	新基準	RC	2	377.00	A-③	-	I b	
84	春日部中継ポンプ場	春日部中継ポンプ場	下水道事業課	春日部市	1986	新基準	RC	2	6,563.00	A-③	-	I b	